

大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る 2-1 区護岸概成時の環境影響検討調査報告書についての審議の進め方（案）

令和 8 年 5 月 12 日（本日）付けで環保第 1171 号により大阪府知事から意見照会のあった標記報告書について必要な調査を行うため、下記のとおり、専門調査部会を招集して審議を進めたく、お諮りします。

つきましては、大阪府環境影響評価審査会運営要綱（参考資料 3。以下「要綱」という。）第 2 条第 1 項の規定により設置されている専門調査部会において必要な調査を行うこと、及び当該部会を公開で開催することについて、別紙書面表決書にご記入いただき、ご提出くださいますようお願いいたします。

令和 8 年 5 月 12 日
大阪府環境影響評価審査会 会長 近藤 明

記

- 1 水質・廃棄物専門調査部会と自然環境専門調査部会の合同部会の設置等
 - ・専門調査部会につきましては、要綱別表にありますとおり、分野別に 5 つの部会を設置しており、その委員は要綱第 2 条第 2 項により会長が案件ごとに指名することとなっております。
 - ・今般提出された「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る 2-1 区護岸概成時の環境影響検討調査報告書」（以下「レビュー」という。）の対象となる環境項目は、資料 2 の【ご参考】の「3 事後調査計画」に示すとおり、①海水の流れ、②海域生態系、③貧酸素と定められています。
 - ・これらの環境項目に対応するため、要綱別表に定める水質・廃棄物専門調査部会及び自然環境専門調査部会において、専門的な調査を行うこととします。この部会の委員は、対象項目をご専門分野とされる委員及び専門委員として、審査会委員：石田委員、惣田委員、中谷委員
専門委員：日下部専門委員（令和 8 年 4 月 15 日付けで知事により任命済）以上 4 名を指名します（各委員のご専門分野は参考資料 4 に記載のとおり）。
また、水質、水象と生態系との関係を考慮して調査検討を行う必要があることから、要綱第 2 条第 4 項により、水質・廃棄物専門調査部会と自然環境専門調査部会の合同部会として招集することとします。
- 2 合同部会の開催及び審議（時期は令和 8 年 6 月頃を想定）
 - ・上記 1 の合同部会において、事業者からレビューの内容の説明を受けた上で、

集中的にご検討いただき、合同部会としての意見のとりまとめを行っていただきます。

- 合同部会の議事進行については、本審査会の会長代理である惣田委員に依頼します。
- 今回の合同部会においては、調査審議対象となるレビューの情報は大阪府情報公開条例第8条第1項及び第9条の各号のいずれにも該当しないことから、大阪府の「会議の公開に関する指針」の「3. 会議の公開の基準」にもとづき公開することとし、同指針の「4. 公開・非公開の決定」にもとづきお諮りします。

3 令和8年度第2回審査会の開催及び審議（時期は令和8年7月頃を想定）

- 令和8年度第2回審査会（対面・オンライン併用予定）において、上記1の合同部会から報告を受けた上で、審査会としての意見を最終的にとりまとめ、知事に回答することとします。

以上